

## 松江市建築物防災週間（令和3年度春季）実施要領

### 1. 目的

地震、火災、がけ崩れ等の災害により、多くの人命や財産が失われている。こうした状況を防ぐため、広く一般市民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努めるとともに、防災関連法令及び制度の周知徹底を図り、防災対策の推進に寄与することを目的として実施するもの。

### 2. 実施期間

令和4年3月1日（火）から令和4年3月7日（月）まで

### 3. 事業内容

#### (1) ポスターの掲示

市役所庁舎内の人目に付きやすい場所に掲示する。

#### (2) 懸垂幕の掲示

市役所別館東面外壁に掲示する。

#### (3) 建築物に附属する塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全対策の推進

通学路沿いに設けられた老朽危険ブロック塀の現地調査を行い、日ごろからの点検、維持管理を行うように啓発するパンフレットを配布する。

#### (4) 吹付けアスベストの飛散防止対策等の調査及び是正指導の徹底

所有者等が不明の建築物について所有者等の特定に努めるとともに、未報告の建築物の所有者等に対する報告の督促を行う。

#### (5) 工事現場の危害防止徹底にむけた取組

市内巡回時において工事現場のパトロールを行う。

### 4. 結果措置

建築物防災週間で判明した、防災上の欠陥または是正が必要な建築物については、当該建築物の所有者または管理者に対し改善指導を行う。